

令和7年度
ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金

公募要領

令和7年4月
静岡県

1 目的・趣旨

静岡県は、「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、地域資源の活用による多様な分散型エネルギーの導入を推進しています。

バイオマス発電・バイオマス熱利用、小水力発電及び温泉エネルギー利用の導入を促進するため、市町、中小企業者、非営利団体による可能性調査事業、設備導入事業への助成を行います。

2 事業内容

(1) 補助対象事業

設備の導入に必要な計画の作成や調査を行う「①可能性調査事業」と設備の導入を行う「②設備導入事業」が対象になります。

固定価格買取制度により売電を行う設備も補助制度の対象となります。

(2) 補助対象設備

可能性調査事業及び設備導入事業の設備及び規模要件は次のとおりです。

設備		規模要件
バイオマス エネルギー 利用設備 (注1)	メタン発酵ガス発電設備	出力 20kW 以上 100kW 以下
	木質バイオマス発電設備	出力 20kW 以上 1,000kW 以下
	廃棄物発電設備	出力 20kW 以上 1,000kW 以下
	バイオマス熱利用設備	出力 20kW 相当以上 1,000kW 相当以下 (注2)
小水力発電設備		出力 20kW 以上 200kW 以下
温泉 エネルギー 利用設備	温泉熱ヒートポンプ設備	出力 20kW (相当) 以上
	温泉熱直接利用設備	
	温泉熱発電設備	
	温泉付随ガス発電・熱利用設備	

(注1) 森林・林業交付金交付要綱に基づく交付金を活用する設備は補助対象外となります。また、バイオマス依存率 60%以上の設備が補助対象となります。

$$\text{バイオマス依存率} = [(U \times V) / \{(U \times V) + (W \times X)\}] \times 100$$

U : バイオマス使用量(Nm³/h 又は kg/h)

V : バイオマス低位発熱量(MJ/Nm³/h 又は MJ/kg)

W : バイオマス以外の混焼燃料利用量(Nm³ 又は kg/h)

X : バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量(MJ/Nm³ 又は MJ/kg)

(注2) バイオマス熱利用設備「出力20kW相当以上、1,000kW相当以下」について、以下の原油換算値を参考としてください。

20kW/hのボイラの場合、20kW/h×0.000093kL/kW=0.00186kL/h

1,000kW/hのボイラの場合、1,000kW/h×0.000093kL/kW=0.093kL/h

(3) 補助対象者

次のいずれかに該当するエネルギー事業を実施する事業者です。

- ① 県内の市町（政令指定都市を除く）
- ② 中小企業者（次のいずれかに該当する者）

(ア) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者であって、県内に主たる事業所又は住所を有するもの

区分	要件
製造業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

(イ) 中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項）、特別の法律によって設立された組合又はその連合会で、構成員の 3 分の 2 以上が県内中小企業である団体（例：事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合等）

(ウ) 一般社団法人又は一般財団法人で、構成員の 3 分の 2 以上が県内中小企業である法人

- ③ 非営利団体（次のいずれかに該当、継続的な活動実績のある県内の団体）

(ア) 特定非営利活動法人

(イ) 土地改良区

(ウ) 市町出資法人（県内の市町がその資本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資する法人）

(エ) その他非営利団体（自治会などの団体であり、次のいずれにも該当）

- ・ 営利を目的とせず、公益性があること
- ・ 団体構成員間の親睦を主たる目的とするものでないこと
- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと

< 注意点 >

- ・ 県税を完納していること、暴力団等に該当しないことが要件となります。
- ・ 複数の事業者による共同事業の場合、代表者が申請してください。要領様式第 3 号に事業者間の役割分担について明記してください。
- ・ 同じ事業者が複数の申請を行うことは可能ですが、1 事業につき 1 申請としてください。ただし、複数箇所を調査し、適地を絞る可能性調査事業の場合は、全体で 1 申請としてください。

(4) 補助対象経費

補助対象経費には、直接人件費、事務用品費、職員旅費、土地の取得に係る経費及び賃借料等は含みません。国が補助する事業の場合は、その補助額を控除した額を補助対象経費とします。補助対象外の費用は、原則、補助対象部分と分離して発注、契約します。補助対象外の工事等を含め一括で契約する場合は、実施内容及び金額等が明確に確認できるようにする必要があります。

事業	対象経費	内容
可能性調査事業	(1) 委託費	調査、分析、基本設計の委託に係る経費
	(2) 使用料	調査・分析に必要な機器・設備の借用、外部施設の利用に係る経費
	(3) 謝金旅費	外部の専門家に対する謝金又は旅費
	(4) その他の経費	(1)～(3)のほか必要と認める経費
設備導入事業	(1) 詳細設計費	機械装置等の設計に要する経費
	(2) 機械装置等購入費	機械装置等の購入、製造、改修、据付け等に要する経費 (過剰な規模の機器、汎用性のある機器、予備又は将来用の機器、中古の機器、性能が実証されていない機器等は対象外)
	(3) 工事費	配管、配電等の工事に要する経費 (建屋の新築、増築等に係る経費は対象外)

(5) 補助率及び補助上限額

市町の申請に基づき“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体構想の実現に必要と県が認定する「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏」の認定事業を推進します。

事業、設備	ふじのくにフロンティア 推進区域等に該当	ふじのくにフロンティア 推進区域等に非該当
可能性調査事業	補助率：1/2 以内 上限額：300 万円	補助率：1/4 以内 上限額：225 万円
設備導入事業	補助率：1/2 以内	補助率：1/4 以内
メタン発酵ガス発電設備	上限額：19,500 万円	上限額：9,750 万円
木質バイオマス発電設備	上限額：19,500 万円	上限額：9,750 万円
廃棄物発電設備	上限額：15,000 万円	上限額：7,500 万円
バイオマス熱利用設備	上限額：4,500 万円	上限額：2,250 万円
小水力発電設備	上限額：4,500 万円	上限額：2,250 万円
温泉エネルギー利用設備	上限額：4,500 万円	上限額：2,250 万円

3 事業スケジュール

	R7.4	R7.5	R7.6	・・・	R8.3	R8.4	R8.5
申請受付	■						
審査	■				←	→	
事業期間			←	→			
支払い						←	→

4 実施方法

(1) 交付の申請

申請様式はエネルギー政策課ホームページからダウンロードできます。提出書類は、エネルギー政策課宛て (energy@pref.shizuoka.lg.jp) に電子メールにより提出ください。

<公募期間>

令和7年4月1日（火）～令和7年5月15日（木）

※ 応募予定の方は、5月5日（月）までにメールで必ず御連絡ください。

<提出書類>

- ① 交付申請書（要綱様式第1号）
- ② 事業計画書（要綱様式第2号）
- ③ 収支予算書（要綱様式第3号）
- ④ 事業者の概要（要領様式第1号）市町の場合は不要
- ⑤ 事業費用の配分（要領様式第2号）
- ⑥ 事業の概要（共通）（要領様式第3号）
- ⑦ 事業の概要（可能性調査事業又は設備導入事業）（要領様式第4号）
- ⑧ 会社のパンフレット、団体の活動報告
- ⑨ 登記事項証明書
- ⑩ 団体の定款、寄付行為又は規約
- ⑪ 過去3年分の決算書（損益計算書、貸借対照表、利益処分、準ずるもの）
- ⑫ 納税証明書（県税）写し（3か月以内のもの）
- ⑬ 事業費の積算根拠となる資料（参考見積書等）
- ⑭ その他資料（要領様式第4号の添付資料、審査会説明資料等）

(2) 審査

提出書類の審査後、外部有識者等のヒアリングによる審査会を開催し、事業計画や事業内容、事業効果、運営体制等から採択の優先順位を決定します。申請者以外の協力会社の審査会出席は可能ですが、決算書など経営状況の詳細確認も審査対象となりますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 交付の決定

令和7年度予算額は190,000千円です。予算の範囲内において採択者を決定します。交付決定通知書により書面通知します。

(4) 事業の実施

交付決定通知を受けて事業の発注が可能となります。また、令和8年3月31日(火)までに対価の支払いまでを完了する必要があります。年度をまたいだ事業継続は、認められません。事業期間に合わせた分割発注を行う場合は、各年度毎に本補助金の申請が可能です。

なお、事業に係る契約は、競争入札によるものとします。競争入札によりがたい場合は、2社以上の見積書により比較する、標準価格資料等を基にするなど、価格の妥当性の根拠を明確にする必要があります。

(5) 事業の変更

事業の内容変更・中止・廃止等が生じる場合は、事前に県の承認が必要になります。ただし、補助対象費用の経費区分の配分について、補助対象経費の20%以下で変更する場合は承認が不要となります。必要に応じて、追加の書類提出、中間検査を行う場合がありますので、御協力ください。

(6) 実績報告及び額の確定

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年4月10日(金)までのいずれか早い日に実績報告書を提出してください。実績報告書の提出後、書類検査及び必要に応じて現場検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合するとき、交付すべき補助金の額を確定し、書面により通知します。

<提出書類>

- ① 実績報告書 (要綱様式第5号)
- ② 事業実績書 (要綱様式第2号)
- ③ 収支予算書 (要綱様式第3号)
- ④ 支出明細表 (要領様式第5号)
- ⑤ 入札又は見積結果表 (要領様式第6号)
- ⑥ 取得財産等管理台帳 (要領様式第7号)
- ⑦ 検査記録
- ⑧ 許認可、権利関係書類
- ⑨ 他の補助金の実績報告書及び確定通知書
- ⑩ 今後の事業実施体制の資料
- ⑪ 事業費の根拠となる資料
- ⑫ 事業の成果資料
- ⑬ その他必要となる書類

(7) 補助金の支払い

確定通知の受領後、請求書(交付要綱様式第6号)を提出し、補助金の支払いを受けます。

5 その他

(1) 交付規則への違反

本事業は「静岡県補助金等交付規則」、「ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要綱」、「ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要領」に定めるほか、本公募要領のとおり実施します。

静岡県補助金等交付規則に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還、加算金の納付等の措置を講ずる場合があります。

(2) 事業成果の公表

再生可能エネルギー利用設備の導入を促進するため、本事業の成果を公表するなど活用を図る予定ですので、あらかじめ御了承ください。

(3) 状況報告書の提出

令和8年度から令和10年度の3年間、各年度の翌年度の5月末日までに、可能性調査事業の場合は、設備導入に向けた事業の進捗を報告する「事業達成状況報告書」、設備導入事業の場合は、設備利用の実績について「設備利用状況報告書」により報告してください。

(4) 取得財産の管理

1件当たりの取得価格が50万円以上の財産は、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）、定めのないものは知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄はできません。取得財産管理台帳及び取得前後の比較写真等により管理します。

また、補助金の収支に関する帳簿等は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管する必要があります。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	...	耐用 年数
状況報告		←→	←→	←→	○			
帳簿保管		←→						
財産処分 管理		←→						